

令和4年6月分(令和4年10月支給)から 児童手当の制度が一部変更となります。

①現況届の提出が原則不要となります。

⇒毎年6月にご提出いただいていた現況届が原則不要となります。

②所得が一定以上の場合、児童手当等が支給されなくなります。

⇒今回の制度改正により「所得上限額」が設けられ、所得上限額以上の所得の方は児童手当の受給資格が消滅（却下）となり、児童手当等は支給されません。

①現況届の提出原則不要について

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要となります。現況届の提出が必要な方は6月上旬に案内が届きます。

※ 現況届は、毎年6月1日に状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

(現況届の提出が必要な方)

- ・受給者と児童の住所が異なる方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・3歳未満の児童がいる世帯のうち、請求者が国家公務員共済、地方公務員共済に加入している方
- ・その他池田市から提出の案内があった方

現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

以下の1～7に該当するときは、必ず届出てください。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出の場合)
3. 受給者の氏名が変わったとき
4. 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
5. 3歳に満たない児童がいる受給者の加入する年金が変わったとき
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」も指定を受けるとき
7. 個人番号(マイナンバー)を変更したとき

②所得上限額について

令和4年6月分(令和4年10月支給)から、児童を養育している方の令和4年度所得(令和3年1月～12月分)が下記表の「②所得上限額」以上の場合、手当は支給されません。

【支給資格が消滅(却下)となります】

また、支給資格が消滅(却下)となった方については、次年度の父母等の所得額が、「②所得上限額」未満となった場合、児童手当等を受給するためには改めて認定請求書の提出等が必要となります。

児童を養育している方の所得が、下記表の「①所得制限限度額」未満の場合、児童手当を支給します。所得が「①所得制限限度額」以上「②所得上限額」未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円を支給します)。

扶養親族の数	①所得制限限度額		②所得上限額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

・長期譲渡所得又は短期譲渡所得について特別控除がある場合はその額を控除した額を所得とします。

【所得から差し引くことができるもの】

・給与所得及び公的年金等の所得控除(10万円)、制度上の一括控除(8万円)、障がい者・寡婦(夫)・勤労学生の各控除(27万円)、特別障がい者控除(40万円)、ひとり親控除(35万円)、雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除の実額

【注意】

1. 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
2. 扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限り)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※支給額の決定には所得申告の扶養親族の数が考慮されるため、「16歳未満の扶養親族」についても申告漏れがないようにご注意ください。

※前年の受給者・配偶者の所得等を確認し、生計中心者を配偶者と判断した場合は、受給者変更の手続きをお願いする場合があります。